

平成 24 年度大磯町教育委員会第 6 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 9 月 26 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町立図書館 2 階大会議室
3. 出席者 竹 内 清 委員長
曾根田 眞 二 委員長職務代理者
青 山 啓 子 委員
大 橋 伸 明 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
大 隅 則 久 学校教育課長
鈴 木 義 邦 学校教育課副課長
増 尾 克 治 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課副課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 野 慎 治 スポーツ健康課長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 3 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 17 号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
8. 協議事項
協議事項第 1 号 大磯町教育委員会の点検・評価 (案) について
9. 報告事項
報告事項第 1 号 大磯町スポーツ推進審議会委員の任命について
報告事項第 2 号 中学校部活動の夏の大会結果について
報告事項第 3 号 平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

報告事項第 4 号 生涯学習推進計画の骨子について
報告事項第 5 号 第 59 回おおいそ文化祭の開催について
報告事項第 6 号 夏季企画展「東海道大磯宿－小島本陣資料を読み解く－」の
実施報告について

10. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立した。大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、8 月定例会開催後の平成 24 年 8 月 16 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。8 月 17 日・24 日・9 月 14 日・21 日、生涯学習館において「東部地区 体験つどいの広場」を開催し、17 日 53 人、24 日 33 人、14 日 32 人、21 日 12 人の参加者がありました。今後定期的で開催することといたしました。8 月 19 日に大磯地区・26 日に国府地区において、大磯町総合防災訓練が実施され、施設・設備の点検、避難者の誘導などの実践的な訓練を行いました。8 月 21 日、大磯町・二宮町研究所教育講演会が二宮町ラディアンで開催され、大磯町教職員 102 名が出席しました。8 月 30 日、湘南バンクで開催されました、中地区教育長会議に出席いたしました。内容は指導課の事業、平成 24 年度の教員採用試験、教頭候補者採用試験、広域人事交流等について話し合いました。9 月 3 日から 9 月議会が開会されており、10 月 3 日が最終日になります。詳細につきましては、10 月定例会において事務局から報告いたします。9 月 9 日、郷土資料館夏季企画展「東海道大磯宿－小島本陣資料を読み解く－」を終了しました。42 日間の会期中に 2,916 人の入館者がありました。詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。9 月 15 日、国府保育園、9 月 21 日、国府小中学校分校、9 月 22 日、大磯幼稚園において運動会が開催されました。そのほか、8 月から 9 月にかけて、各学校では、地域の方々との懇談会を開催し、大勢の方に参加いただき、様々な意見をいただきました。その他の諸行事につきましては、執行状況表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第 17 号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

スポーツ健康課長) それでは、議案第17号大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、説明資料に沿いまして、補足説明させていただきます。表紙をおめくりいただき、資料1をご覧ください。まず、【改正の理由】でございます。現在、小学校・中学校の校庭及び体育館につきましては、各学校活動の支障にならない範囲で学校施設のスポーツ開放として、町民のスポーツ推進を図る目的で利用させていただいております。また、この4月からは利用日・利用時間の拡充も行い、施設の利用促進を図っているところでございます。今回、この学校施設のスポーツ開放の予約手続きに、既に大磯運動公園や小松製作所の運動施設の予約に導入しております『神奈川県公共施設利用予約システム』を導入し、利用者の利便性の向上、公平な運用、事務手続きの効率化を進めるため、当該規則について一部改正を行うものでございます。続きまして、改正の概要でございますが、1つ目として、導入の時期でございますが、前回の教育委員会定例会で ご報告させていただいたとおり、平成24年10月利用分からとなります。2つ目の“手続きの流れ”でございますが、翌月分のスポーツ開放として施設を予約するためには、この9月分までの利用申込みでは、20日までに町へ利用許可申請書を提出していただき、その後、事務担当者により利用コマ数の調整を行い、25日以降に利用申込み者に利用許可書を送付しておりました。今回の改正後は、パソコン等を利用していただき、毎月10日までに、まず、施設管理者である学校に行事や部活動等の予定を入力していただきます。その後、11日から20日の間に利用を希望する利用者に、改正規則第8条第1項第1号に規定するとおり、『抽選申込み』枠に予約希望の入力をしていただきます。21日には、土日、祝日に係わらず抽選が行われ、その日(21日)の午前5時からその結果がパソコン画面上で確認できることとなります。22日からは、抽選申込みの希望が無かったコマについては、『随時申込み』枠として、希望者の入力順に予約を取ることができることとなります。なお、システムを利用して予約されたコマに対して、町から利用許可書を送付することは無くなり、各利用者にパソコン画面上で確認していただく方法に変更いたしました。次に、3つ目の“その他の変更”といたしまして、まず、システムの利用登録の関係でございますが、改正規則第6条のとおり、システムを利用するためには、パソコンで事前の登録手続きが必要となり、その登録の有効期間は、既にシステムを導入している運動公園や小松製作所の施設の利用登録期間に倣いまして、同様に5年間といたします。なお、登録期間中に施設利用をした利用者にとっては、更に5年間、有効期間を延長することとなります。次に、1団体当たりの申込みできるコマ数の制限についてでございますが、今までは無制限で予約ができていたため、『とりあえず予約はしておこう』といったケースも時折見受けられましたが、今後は、抽選申込み枠について、各利用者、最大10コマまで、随時申込み枠について各利用者、最大10コマまでの予約が可能となりますので、抽選にも全て当選し、随時申込みも全て予約できた場合でも、20コマが予約の限度と制限がかかることとなります。現在、施設利用予約団体となっている43団体に対しては、10月利用分からスタートとなるため、既に今月の3日と4日の両

日でシステム導入の説明会を開催しており、予約登録、11日からの抽選申込みへの入力、21日の抽選も済み、現在、随時申込みの受付期間中となっておりますが、問題や混乱等は発生していない状況でございます。なお、議案のとおり、改正規則第2条では、文言の整理と利用に当たっての責任区分を明確にするための規定を追加しております。また、附則では、平成24年10月1日から改正規則が施行されますこと及び経過措置として、10月利用分の予約に係わる手続き等を利用日前に行うことが出来るよう必要な事項について規定をしております。続きまして、資料2をご覧ください。改正規則の新旧対照表でございます。右側が現行で、左側が改正案でございます。アンダーラインを引いている箇所が改正箇所でございます。次に、資料3でございますが、表紙では、大磯町公共施設予約システム利用規約としておりますが、実際には、改正後の大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則を添付しておりました。本日は、お手元に資料として、『大磯町公共施設予約システム利用規約』を追加させていただいております。誠に申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

質疑応答)

委員長) はっきり聞き取れなかった部分があるので、確認させてください。資料1のところの改正の概要で、「導入後」の③、21日が抽選日ですよね。21日の抽選日の結果を画面で確認する、その画面が見られるのは5時という話ですが、そうですね。

スポーツ健康課長) 午前5時です。

委員長) 午前5時ですね。17時じゃないですね。

スポーツ健康課長) 午前5時から確認ができます。

委員長) ほかにいかがでしょうか。

青山委員) 今回の同じページの「導入後」のところの①、1日から10日の間に学校が学校行事や部活動などを入力するというお話だったのですが、これは学校も毎月入力していくということですか。それとも、学校行事はある程度年度でわかっていますから、もっと早い時期に入れてあるとか、どちらでしょうか。

スポーツ健康課長) 青山委員のお話ですが、毎月毎月学校のほうで1日から10日の間に入れていただくこととなります。年間で既に決まっている行事に関しましても、毎月、その時期が来たら入れていただくようお願いしております。既に、学校の校長先生、教頭先生には、ご説明に上がらせていただいております。

青山委員) 各学校でみんなが使いたいというときに、学校間の日程がぶつかり合ってしまう可能性はないのでしょうか。

スポーツ健康課長) 事前に調整させていただいて、もし年度でわかる予定がございましたら、こちらで入らせていただいて調整をさせていただこうと思います。

青山委員) 学校活動を優先にと思っておりますので、その辺も調整をよろしくお願いいたします。

委員長) ほかにいかがでしょうか。

曾根田委員) 今回の青山委員の質問に関連して、学校側は毎月漏れがないように入れていかないといけないということが一点、それから、10日以降に新たに決まったものについて、ダブルフッキングした場合には調整をやるということですね。

スポーツ健康課長) まず1つ目は、施設管理者なり学校のほうが優先になりますので、

1日から10日の間に毎月入れていただくという作業が発生するのですが、職務代理からお話がありました10日以降に決まった場合に関しましては、実際、今月も既にそのようなお話がございまして、利用団体へその部分は、学校の行事が急遽入りしましたので、利用できませんというようなお話をさせていただき、学校を優先させていただいております。

曾根田委員) 幾つか質問します。まず、第6条の部分ですが、(1)(2)の申請方法を残したというのは、システム利用の環境にない人への配慮も含めて残したということですか。

スポーツ健康課長) 職務代理がおっしゃったとおり、導入の変更の時期になりますので、両方とも残させていただきました。最終的には、皆さんにシステムを利用していただくように、勧められるようにお話をします。最終的には6条の第1項第2号になるような形で準備を進めていきたいと思っています。

曾根田委員) 暫定的な経過措置ということですが、第1号は、従来の紙で申請をするのですが、教育委員会にまず出す。(2)については、システム投入ですので、スポーツ健康課の管理のところに入りますが、最終的に、学校の施設を利用する云々については教育委員会のところで認めるのですが、(2)の場合、システムに入った場合は、流れはどういう形になりますか。

スポーツ健康課長) 教育委員会にも画面を一緒に並行して確認させていただいて、内容の最終的な確認というかご判断というか、させていただきたいと考えています。

曾根田委員) 10月から始まりますが、その環境はまだできていないのですか。

スポーツ健康課長) 担当者のレベルでは、お話をさせていただきました。

曾根田委員) 来週の1日からですので、その環境は既にないと混乱するのではないかと思います。最終的に教育委員会できちっと学校施設開放を認めるわけですから、そこは早急に対応してください。

スポーツ健康課長) はい。

曾根田委員) それが一つと、従来の場合ですと、様式1があつて、団体登録証を発行しているのですが、今回の(1)の場合、登録証を発行しますよね。

スポーツ健康課長) 登録証の発行はいたします。

曾根田委員) (2)については登録証を発行しないのですか。

スポーツ健康課長) (2)に関しましても、登録証は発行いたします。

曾根田委員) では、様式1はそのまま使うということですね。

スポーツ健康課長) そうです。

曾根田委員) 様式2の裏面のところで、5の「体育館前は禁煙」とありますが、学校施設は全部禁煙ですよ。これは直さないといけない。

スポーツ健康課長) そうですね。

曾根田委員) 次の質問です。5年にするのは別に異論はないのですが、紙で提出した場合もあわせて5年にしますということですね。

スポーツ健康課長) そうです。

曾根田委員) 1回利用したものは自動更新しますが、本当にそれでいいのかなと思います。今のシステムでの利用が5年になっていますが、これが始まったのはいつですか。

スポーツ健康課長) 17年ぐらいです。

曾根田委員) そうすると、22年までで一回決めていたわけですよ。23年度からそ

れは自動更新しているのですか。

スポーツ健康課長) 今回の更新というのが5年間の更新なのですが、例えば、1年目に使わなくて2年目に使った場合、2年目からまた5年間の更新になりますので、要は、5年間の間に一度使うと、23年に初めてプラス5年間という形ではなくて、使った日からさらに5年という形です。

曾根田委員) じゃあ、五月雨方式になっているわけですか。

スポーツ健康課長) そうですね。利用登録の内容を変更することも可能になっていますので、これに関しましては、利用の変更があった際にはスポーツ健康課のほうに変更の登録がされたという旨の連絡をするように注意事項で書かせていただいています。定期的に画面で確認させていただいて、登録内容の変更があった場合には、もしその旨の報告がないようならば、利用団体へお話をしてお知らせするように義務づけてまいりたいと考えています。

曾根田委員) ここは、ある程度の一定期間、例えば何年から何年までと理解していたので。

スポーツ健康課長) 5年が終わったら一度は切り替えで、もう一度。

曾根田委員) 施設利用システムは県下共通していると思うので、皆さんそうしているわけですか。

スポーツ健康課長) 同じようにシステムを導入させていただいています。

曾根田委員) ただ、自動更新がいいかどうかはわかりませんがどうですか。17年から始まって、18年までの人は一回5年たっているわけですけど、チェックをしたことはありますか、使わなかったとか使ったとか。

スポーツ健康課長) 運動公園の施設の管理はスポーツ健康課で持っていないので、確認はできないのですが、小松に関しては導入したのが昨年のスタートになっていますので5年間に達していません。今の条件の確認ができていないのですが、運動公園は、見させていただいていますが、今のところ問題はないようです。

曾根田委員) 勝手な言い方をすると、運動公園はどうでもいいんだけど、教育委員会だから、学校施設の関係でいうと、それを皆さん使っているということですか。

スポーツ健康課長) はい。

曾根田委員) 今まで、紙申請の方は1年1年ということなので、そこは5年になりますよという案内周知は当然やらなければいけない。そこは漏れがないようにしてほしいと思います。

スポーツ健康課長) 9月の3日、4日で説明会を行いました。43の団体に対して行いましたが、4団体ほど当日欠席があり、この後、個別で説明しますということをお知らせしていますが、ほかの団体には今の内容に関してはお伝えしております。

曾根田委員) 第6条第2項のところで、「教育委員会は、前項の利用登録申請があった」云々とあって、2行目に、「適当と認めるときは、利用登録を行うものとし」とあります。現行の規則で言うと、利用登録するのは申請者が利用登録するのですが、この表現だと誰が登録するのか。主語は教育委員会ですか。

スポーツ健康課長) 利用登録の段階に当たっては、資格の確認を町でさせていただいておりますので、事前にご本人から仮の登録をしていただいで、町へ仮登録をされましたということで書類を持ってきていただきます。その中で、スポーツ健

康課で、まず登録の条件に合っているかどうかの確認をさせていただきます。その上で、条件が合っているようならば、登録ができる環境ということで、教育委員会でご了解いただいた上で、最終的な登録を本人ができるように町のほうで準備をするという形になります。

曾根田委員) 右の第6条のところで、スポーツ開放により開放学校の施設を利用しようとするものは利用登録をすると書いてあって、左のほうを見るとその主語がないので、これは誰が、当然、利用する側だと思っていますが、そこまで書く必要はないのでしょうか。字を読んだときに、これは大磯町教育委員会が関係する規則なので、表現的にいいのかどうか私は迷いました。「利用登録を行うものとし」とあるので、これは利用する者がということですよ。

スポーツ健康課長) 最終的な登録は、教育委員会というか町のほうで。

曾根田委員) では、変わるのですか。

スポーツ健康課長) 申しわけございません。最終的な登録は本人です。

曾根田委員) そこは変わっていないという理解でよいのですね。

では、次の質問です。同じく第6条第4項のところで、利用する者の利用登録変更ですが、これはシステムで利用変更を行います、紙でやってくるものについてはここに書かれていませんがどうですか。

スポーツ健康課長) 今の4項だけ読むと、利用者が一度登録してしまえば、あとは勝手に内容の変更ができますよというふうに取り扱うこともできますが、そこは、利用団体へ先ほどお話をしたように、変更した場合には報告するように義務づけていくということと、義務づけをしながらも、されていない場合には、適宜見させていただいていますので、その中で管理してまいりたいと考えています。

曾根田委員) その意味で、最初の質問になりますが、きちっと教育委員会のところと同じ情報が共有できるようにして欲しいということです。

あと、様式2ですが、現行の登録証を発行するのが様式2なのですが、突然、様式が、申請書が第2になっているのは、これは第3ではないですか。現行の第2号様式、登録証を発行するとさっきおっしゃいましたよね。これは変わっていないですね。様式2ですか。ところが、改正案のページになると第2号様式とあるのですけれども、これは第3号ではないのですか。

スポーツ健康課長) 団体の登録証に関しては、発行はしていきますが、システムの中での登録証というものを outsourcing させていただきますので、先ほどの説明では同じものを使いますと説明してしまいましたが、現行の中の第2号様式というのは形の中では廃止をさせていただいて、同じような団体登録証というのですけれども、違う形の様式をシステム上でお出しする方向で考えています。

曾根田委員) そうすると、紙申請の方にもその様式が行くわけですか。

スポーツ健康課長) 紙申請の方にも渡していきます。システムの中で outsourcing させていただいて、お出しする形になります。

曾根田委員) 要するに、紙申請の方も様式が変わっていくわけですね。

スポーツ健康課長) そうですね。画面上の中で、画面が最終的に出てきますので、様式として出ます。

曾根田委員) 紙で申請した人にも同じようなフォーマットで行くわけですね。

スポーツ健康課長) そうですね。

曾根田委員) そこは改正案のところにどんなフォーマットなのか書かなければいけな

いですね。これを見ると、利用申請書が発行されるような形になっていないですか。

スポーツ健康課長) 今日出させていただいております公共施設の利用予約システムの中で、添付はされていませんが、このシステムを利用された方皆さんに同じような団体登録証というものが出てきます。その中で謳わせていただいておりますので、この規則の中では様式に関しては特に指定をしない方向で考えていました。

曾根田委員) 現行は様式が全部ついているから。別に変えるのは構わないです。このとおりやれとは言ってなくて、同じ様式と僕は思っていたので、そこら辺をきちっと、規則の中ではうたわなくてもいいから、細則なり附則なりで、これは間違わないように出してください。

スポーツ健康課長) はい。ありがとうございます。

曾根田委員) それから、随時申し込みの中で、随時申し込みは紙でも行えるのですか。これはシステムだけの表現になっているようですが。

スポーツ健康課長) 原則はパソコン等で各自入れていただくのですが、現段階の経過の期間に関しましては、町へ口頭でお話ししていただければ、それを入れていくという形になります。ですから、特別な様式を設けてお受けするという形はとっておりません。

曾根田委員) そこは規則には載っていないで別のところで言っているのですか。これだけ見るとシステムだけの表現になっているので。そこは柔軟に対応してもらえればいいと思います。

委員長) ほかにいかがでしょうか。

大橋委員) 今、曾根田委員がほとんど言ってくさったので、施設のことを伺いますが、第9条の(2)のところ、「使用後の整理・清掃・安全点検を必ず行うこと」と書いてありますが、これら詳細なマニュアルみたいなものはあるのですか。

スポーツ健康課長) こちらに関しましては、利用団体のマニュアルといえますか要領のようなものの最新版を作成しているところです。その中で、以前から使用後の整理のお話ですとか、先ほども曾根田委員からありましたが、喫煙の話、駐車場の話、いろいろと出ていますので、規定してまいりたいと思います。今回の9月の説明会でも、それに関しては団体の代表者へよく話はしてあります。

大橋委員) 国府小学校の話になりますが、雨が降ると、どれぐらい水が引けたか、よくグラウンドを見に行っていて、学校の先生に聞いた話ですけど、開放のときに、利用団体が、足場がよくなるように細かい砂を端のほうに掃いてしまうから、細かいのが溝に詰まって排水がうまくいかないということを聞いたので、そういうマニュアルがあるのかなと思って今お聞きしました。

スポーツ健康課長) そこまでの細かいマニュアルは今回の要領の中でも定めていませんが、実際、そういうようなお話があるので、利用団体はある程度決まってくるので、その団体へそういう形で学校も苦慮していますよということで、お話をします。

大橋委員) お願いします。

委員長) 今の9条の2番にかかわって、今までの中で使い方がよくなかったなど、何か把握していますか

スポーツ健康課長) 特にはないですが、体育館の利用の中で、セコムを導入していますので、セコムがうまくかかっていなかったとか、本当にたまにですが、戸締りが十分にされていなかったという形でご報告をいただく場合がございます。その際には、先生にも出てきていただく場合も発生してしまいましたが、その都度、利用団体へ町から連絡させていただいて、そういう形が見受けられた場合には、利用ができなくなるよというようなお話もしております。

委員長) それは、その都度、迅速にやってもらわないと余り効果がないと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そういうセキュリティーにかかわる部分は非常に大事なことですけれども、それとともに、施設そのものの使い方について、再度、今の大橋委員の話にありましたけれども、徹底するように日ごろからご配慮をお願ひしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょう。

予約システムの変更というようなことで、しばらくの間は紙ベースとパソコンの併用という形になって、事務局のほうも大変だとは思ひます。また、利用者も、なれている団体はいいと思ひますが、余りなれていない団体の人たちにとっては負担になるかなと思ひますので、できるだけ紙ベースでやっている団体についても落ち度のないように、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、さっきの曾根田委員の話にありました喫煙等の利用の条件の部分も、きちっと訂正をして配布するようにしていただきたいと思ひます。

それでは、よろしいですか。

では、以上で質疑のほうを打ち切り、討論を省略して採決のほうに入ります。議案第 17 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 17 号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認をいたします。

協議事項第 1 号 大磯町教育委員会の点検・評価 (案) について

学校教育課副課長) それでは、「平成 24 年度大磯町教育委員会の点検・評価 (平成 23 年度対象) (案)」をご覧ください。既に、今回の報告書作成にあたりまして、教育委員の皆様には、自己評価及び事務局の執行事業の評価、それに係る勉強会及び作業等をたくさん行っていただきありがとうございました。これまでも何回かに渡って、お示ししてきた内容でございますが、今回、お示しした報告書は、これまでの単発のものを (案) という形でまとめたものでございます。おおまかな形で、細かい内容の調整、及び誤字脱字や不適切な表現等のチェックはこれからでございます。本日は、全体的にごらんいただいた中で、ページ構成や内容について協議していただき、ご意見等をお願ひしたいと思います。それでは、簡単に報告書のページ構成についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。まず、対象の年度でございますが、今回は平成 23 年度を対象としております。表紙をめくっていただきますと、1 ページが目次となっております。5 ページからが、実際に点検評価をまとめたものを記載してございます。昨年と同様、2 部構成でございます。1 つは、教育委員会の活

動についての点検評価です。これにつきましては、現在行っている教育委員会議をはじめ、1年間の様々な活動を点検し、その評価を行ったものがございます。5ページから25ページまでが、活動の一覧でございます。26ページからは、内部評価になっております。それぞれの活動の目的といくつかの評価項目を定め自己評価をしていただきました。この自己評価の仕方については、昨年度の外部評価者からのご指摘を踏まえ、評価項目の変更等を行っております。31ページから36ページまでが、外部評価者2名による外部評価でございます。外部評価の概要にも記載がありますが、内部評価の妥当性と、よりよい評価活動のための指導・助言という形で外部評価をいただきました。次に、37ページから、もう1つの点検評価、教育委員会の基本方針に沿って実施された事務事業について、点検評価を行ったものでございます。37ページから41ページまでが「1義務教育」でございます。42ページから45ページが「2子育て支援」、46ページから49ページが「3生涯学習」、50ページから52ページが「4図書館」、53ページから55ページが「5郷土資料館」でございます。これらにつきましては、各課・室、あるいは各施設ごとに重要課題と捉えた事業について、内部評価を実施し、それに教育委員からの評価を加えた形でまとめてございます。これは昨年と同様でございます。最後に、56ページからは、資料編として、関係法令や教育委員会議事録の記載ホームページアドレス、また、平成23年度の教育委員会基本方針等を載せてございます。以上が、報告書の構成でございます。今年度は、内容の簡略化を図るということでしたが、結果的にはページが少し増えてしまいました。これは、つなげてしまうと読みにくくなるため、余白としたところもあるので、内容的には、少しですが、スリム化できたのではないかと思います。冒頭申しましたように、今回、この報告書はまだ案の状態でございますので、ご意見等ございましたらお願いいたします。なお、議会への提出と公表につきましては、改めて、10月定例会で付議いたしますのでお願いいたします。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) ただいま事務局から、平成24年度大磯町教育委員会の点検・評価の案についての説明がございました。今まで何度かこれのための会議を開いたり、あるいはパソコンを通してやりとりをしたりということで、本当に、主幹のほうには、これをまとめ上げるに当たっては非常にご足労いただいたかなと思っております。ありがとうございます。

今までもう何度も目を通していただいていると思いますけれども、次回で決定というふうな経過がありますので、きょうが最終的な詰めという形になるかと思っております。どうでしょうか、順番にやっていきますか。それとも、ひっくるめて全てで話し合いをしますか。

学校教育課副課長) 一つは全体的な部分でご指摘をいただきたいということと、それから、基本方針の部分についていろいろ協議いただいて、その後、訂正を行っておりますので、その部分で何かまた追加等がございましたらご指摘いただければと思っております。

委員長) それでは、先に全体的なことについて、感想でもご意見でも構いませんので、何かあればお伺いしたいと思います。トータル的には、ページ数とか量が多く

なってしまったということですかね。

学校教育課副課長) そうです。結果的にはページ数で言うと4ページほど増えたのですが、ただ、切りがいいところでページを切りかえていますので、その前が白くなって余白部分があつてということで、それを詰めてもよかったですけど、詰めると見にくくなってしまうので、読みやすさということを先行したためにそうなっております。ただ、特に基本方針の評価のコメントにつきましては、皆様方に簡略化ということでご協議いただきましたので、かなり簡略化されているとは思っております。

委員長) 私も何度かパソコンで返信をして、一回で済ませればよかったんだけど、鈴木さんのほうにメールをしたといった経過がありますけれども、皆さんのほうはいかがでしょうか。

曾根田委員) 各委員の方がチェックされて、私も含めてですけど、何度かやりとりしてきた中でブラッシュアップされているので、中身については別に異論はないと思います。感想ですけど、外部評価の方の意見が幾つかありますが、これを踏まえて私なりに教育委員としての反省点も多少あるのかなと思っております。特に31ページの教育委員会議で、今、いろいろ大阪のほうで、教育委員会が形骸化という話もありますが、私は決してそうは思っていないくて、手前みそですけど、大磯町の教育委員会としては、結構いろいろ皆さん悩まれたり、活発な意見をしているのかなと思っております。ただ、こういった指摘もあるので、さらにこれを踏まえて改善をしていければなというのが感想の一つです。それから、後段にあるように、いじめ対策も、大津の事件以来、前からもそうですけど、特に学校側と教育委員会側の連携不足というのか、世間でいわゆる言う隠蔽体質がどうのこうのと言われているんですけども、それなりに大磯町としてはやってきているのですが、でも、十分とは言えないので、そこは、学校側の意識改革が必要だし、事務局、教育委員含めて、ここに書いているように、一回で終わるのではなくて、継続して関わっていくような方法をとりたいなど私は思っています。それから、33ページですけど、事務連絡調整会議の指摘ですが、コメントを書く上で非常に悩んだところがあつて、事務連絡調整会議は、基本的には、教育委員会議をスムーズかつ円滑に討議していくための事前の勉強とか、そういった情報共有ということなのですけれども、なおかつ問題が発生したときに随時その問題を共有していくという意味で、この書き方は、後段の異なる質の関係もありますが、ここでは、ある程度、教育委員会議を円滑に進めるための事前会議ということに重きを置いてもいいのかなということで、評価もよくしたらどうかと僕は思っています。当然、質の面についてもやれないわけではないですけども、プラスしてプラス評価をしていったらどうかと思っております。それから、特に35ページの上のほうで、訪問で、「指導・助言」のところで、5行目に「各学校との日常的な現状の把握と指導」とありますが、基本的には、訪問だけではわからないところもあるので、事務局と常に情報共有できるような、日常的な現状の把握状態を、もう少し情報共有化を進めていけたらなということが感想です。

委員長) ありがとうございます。我々自身が外部評価のコメントをきちっと受けとめて今後に生かさなければこれをやっている意味がないと思うわけですが、ただ、教育委員会議と事務連絡調整会議の区分けといたしますか、そこら辺がなかなか

難しいところもあって、確かに、教育委員会議をスムーズに進めていくための役割もあるでしょうけれども、調整会議の中では、こういうオープンな場ではなかなか、個人のプライバシーの問題等もあって、微妙な部分について話をさらに深めていくという場合には調整会議が非常に重要な位置を占めてくる、その二面があって、それをどう両立させ、充実させていくかという部分ではないかと思います。外部評価のコメントの中には、事務連絡調整会議の内容について公開していく努力をすることが望ましいというふうに書いてありますけれども、これの内容を取捨選択しながら、基本的には公開、できるだけオープンにしていくということは受けとめなければいけないのかなという感じはしております。ほかにいかがでしょうか。

大橋委員) 今回、外部評価委員の中でかわったのは、前教育委員の清田先生が入ったことにより、中を知っているだけに一段と詳しいことを指導・助言していただいたかと思います。よくお母さん方に言われますが、(1)のところの「指導・助言」、曾根田委員が先ほどおっしゃったんですが、いじめのことで、「どのように動いたのか見えてこない」といつも言われるんですよ。ここの指導のところでも、「どのように動いたのかは見えてこない」、確かに、これは本当に難しいことで、動いているのですが、そんなにすぐにはいろいろ見えてこない問題なので、ここのところは常に僕も心がけて動いているのですが、本当に、今年の指導・助言は的確だなと思いました。

委員長) 他にはよろしいでしょうか。それでは、来月これをつくり上げるというふうなことの中で、まだ一月弱ありますので、何かまたお気づきの点があれば、直接事務局に、鈴木主幹へご連絡をいただきたいと思います。

学校教育課副課長) よろしくお願ひします。

委員長) 修正の部分もありましたので、そういった修正についても、今後、それを直しながら、最終的には付議していくということになろうかと思います。

それでは、教育委員の点検・評価については、以上にいたしたいと思います。

報告事項第1号 大磯町スポーツ推進審議会委員の任命について

スポーツ健康課長) 大磯町スポーツ推進審議会委員の任命について、説明いたします。町長の諮問機関の1つとして条例で定められております。現在の委員は5名おありまして、大学教授、大磯町体育協会会長、スポーツ推進委員協議会会長、社会教育委員会議の議長、校長会の代表といたしまして中学校長に入っております。今回、お二人、職を解かれた方がいらっしゃいますので、その職に該当する新しい方を委員として任命するものでございます。昨年、スポーツ振興方法からスポーツ基本法に法律の改正がされたことに伴いまして、以前は委員の任命にあつたては教育委員会委員のご意見をお伺いすることになっていたのですが、法改正によりご報告する形でお話をさせていただきます。大磯町スポーツ推進協議会会長といたしまして、山本 勝己氏、社会教育委員会議の議長といたしまして、杉山 典子氏のお二人を新たに大磯町スポーツ推進審議会委員としまして町として委嘱する方向でございます。

(質疑応答)

曾根田委員) お二人変更になりましたが、前のお二人の所属団体はどこですか。

スポーツ健康課長) お二人とも現委員と同じ、スポーツ審議会の会長で7月に職務が変わりまして、新会長が山本氏になります。社会教育の方も6月で変わられたので、新しい方をお願いするものです。

委員長) 人が変わられたからということですね。

報告事項第2号 中学校部活動の夏の大会結果について

学校教育課副課長) 報告事項第2号 中学校部活動、夏の大会結果について報告させていただきます。どの部活動も日頃の練習の成果を発揮し、ここに載っていない子どもたちも一生懸命練習し、ベストを尽くしました。毎年のごとくですが、県大会以上に駒を進めるということは相当大変なこととして生徒の努力はもちろんのことですが、指導している顧問の教員のほか、地域指導者の方々、保護者の協力なくしては達成できないことと思っております。まず、ソフトテニスの関係でございますが、個人戦では、大磯中学校の女子1組が、県大会第3位となり、関東大会に出場しました。国府中学校の男子も1組が県大会第9位となり、関東大会に出場いたしました。水泳競技では、大磯中学校の女子4名が400mフリーリレーで、県大会8位となり埼玉県で行われた関東大会に出場し8位となりました。体操では、大磯中学校の1年生女子が、県大会において、床3位、跳馬1位、平均台2位、段違い平行棒1位で個人総合優勝となりました。千葉県で行われた関東大会においても、跳馬2位、平均台6位、段違い平行棒3位となり個人総合3位で全国大会出場を果たしました。山梨県で行われた全国大会においても跳馬5位、個人総合9位というすばらしい成績を収めました。吹奏楽部におきましては、国府中学校の吹奏楽部が西湘地区大会にて金賞となり県大会に出場して銀賞となりました。陸上競技につきましては、国府中学校の女子2名と男子1名が中郡陸上で上位入賞し県大会に出場予定です。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) どの部も一生懸命やっているとしますし、ここに出てきていない部もそれぞれ活躍をされたと思います。会場に行く姿や疲れて帰ってくる姿も見取りますので、部活動は子どもたちにとって大きな比重を締めるものだと思います。それぞれ顧問が付いている訳ですけれども、子どもたちの頑張りに敬意を表したいと思います。

報告事項第3号 平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

学校教育課副課長) 報告事項第3号 平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果につきまして報告いたします。資料をご覧ください。内容は、9月11日に文部科学省から公表されました「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査結果について、全国・神奈川県、の結果に加え、大磯町の状況をまとめたものでございます。ま

た、今回の発表の調査結果の項目は暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、中途退学等、出席停止、自殺、教育相談の8項目でしたが、その中から、「暴力行為」、「いじめ」と「不登校」の3つの項目について報告させていただきます。まず、全国の概要でございます。全国の統計は私立も含まれております。1『暴力行為』は発生件数の総数、5万5899件で、前年度に比べ4千406件の減少となっております。校種別では、中学校が約7割を占めています。形態別では、「生徒間暴力」が6割近くの半分以上を占めています。2『いじめ』につきましては、22年度は一旦増えましたが、23年度は、7千399件減少しております。学年別のいじめの発生件数は小学校では学年が上がるにつれて増加し、6年生で若干減少しますが、中1で最も件数が増えるという傾向がうかがえます。なお、このような傾向は例年見られるものです。いじめについての「解決率」ですが、合計ですと80.2パーセントです。3『不登校』につきましては、小・中学校の合計で11万7千458人。前年度比2,433人の減となっております。不登校の状態が前年度から継続している児童生徒の数は、学年にもよりますが3分の1から半数が継続して不登校となっております。その中で、中学3年生では約63%が継続しての不登校となっております。次に、神奈川県概要でございます。1『暴力行為』は、全体で前年度より873件の減少でございます。2『いじめ』につきましては、全体で前年比217件の減でございます。校種別では、小学校では学年が進むにつれ増加し、中学校1年生でピークを迎え、その後減少という傾向がみられます。3『不登校』につきましては、全体で521人の減となっております。最後に、大磯町の概要でございます。くわしい内訳等は、6月の事務連絡調整会議でお話したとおりでございます。「暴力行為」の発生件数は、31件で前年度から29件の減です。形態別では、「生徒間暴力」がほとんどで、「器物損壊」「対教師暴力」の順となっております。小学校は1件減少、中学校は28件減少で、主に中学校での発生件数が減少したことにより、全体が減少したという結果です。分析としては、前年度に落ち着きのなかった学校において、学年単位、学校全体での声かけやチームによる支援体制をとったこと。また、学習面で基礎・基本の定着への取組、基本的な学校生活の建て直しをした成果であると思われれます。次に『いじめ』についてですが、認知件数は前年度比で、2件の減少でございます。小学校は1件の増、中学校は3件の減です。解決率ですが、「いじめが解消したもの」という意味で、小学校は80%となっております。これは、件数としては、5件中の1件が調査の段階で継続支援中であったということです。ちなみに、この1件もH23年度中には解消しているという報告を受けています。内容的には、言葉の暴力、仲間はずれ、悪口を言われたり、からかわれたりした、というものです。対応としては、担任が対応したもの、校内のチームで支援を実施して解決を図ったものなどがありました。教育委員会事務局としては、学校に対して「数字ばかりを気にして、いじめ、そのものを教員が正しく実態把握できない状況にならないように、また、こちらからの聞き取りがプレッシャーになって、隠すようなことが起きないように注意しています。また、疑わしいものは入れてもらうようにして、積極的に把握できるよう、学校に働きかけています。学校では、普段から子どもの友達関係の把握や、子どもからの小さなサインを見逃さないようにしています。

各学校でアンケートを実施していますが、これは普段の様子を見ている中での、確認という意味が大きいと言えます。それをもとにして面接や本人への確認をして、チームでの対応を早期に行うようにしているということです。学校から具体的な事案報告を受けると、指導主事が学校に確認して、どのような状況で、どう指導・支援しているのか、それに対して指導・助言を行っています。場合によっては、校長から指導内容や今後の方針について説明を求めることもあります。指導・助言で関係機関との連携を図ることも大切です。解決率について、県では独自に「改善率」というのを定義していき、「いじめが解消しているもの」と、もうひとつ「一定の解消が図られたが、継続支援中」のものを併せて「改善率」としています。これを適用すると小学校は100%になります。いずれにしても、早期発見、早期対応、チームで支援すること、クラス替えの際の配慮や子どもの小さな変化に、いち早く気づけるようアンテナを高くすることが必要であると助言しています。資料に通知があると思います。資料4を御覧ください。これは、前回、教育委員さんの指示を受けて、町独自に出したものです。大津市のことがあってから、合計で4回いじめ関係の通知を出しています。文科省や県教委からのアピール文など、学校に出すときに一言添えて通知しましたが、そのうちの最後、4回目の2学期が始まる際に出したものです。内容は、当たり前といえば当たり前ですが、いじめは絶対許さない、どこかで起きているという意識をもつこと、大人のたくさんの目で見守ることなどです。これまでも学校では、いじめの対応をしてきていますが、より具体的な視点や支援の方法などについて、改めて確認し、考えてもらい実行してもらうためのものです。3「不登校」についてですが、件数としては前年より7件の増加です。小学校は1名の増。中学校は6名の増です。直接のきっかけとしては、小学校では、本人にかかる状況で「不安など情緒的混乱」、家庭にかかる状況で「家庭の生活環境の急激な変化」「親子関係をめぐる問題」学校に係る状況で「いじめ」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業不振」「進路にかかる不安」などです。中学校では、「無気力」「不安などの情緒的混乱」「病気による欠席」「遊び・非行」「いじめ」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業不振」「進路」「クラブ、部活動への不適應」「親子関係をめぐる問題」などでした。不登校で目を向けなければならない点としては、病欠との関係です。不登校の数は、長期欠席者、年間30日以上欠席ですが、そのうち、理由が不登校の者となります。傾向として、小学校では病欠での欠席が、中学校になると不登校の欠席になってくる。これが課題であり、小・中の連携がより必要になってくると思います。不登校についても早期発見が重要です。月に3日以上欠席について、毎月調査を行い、学校の教育相談コーディネーターを中心に対応しています。また、関係者が集まったの検討も行っています。教育委員会が主催する「教育相談コーディネーター、児童生徒指導担当者連絡協議会」では、小・中学校の教育相談コーディネーター、児童・生徒指導担当、養護教諭、適応指導教室専任教諭などが出席し、町教委は臨床心理士であるスクール・アドバイザー、スクール・ソーシャル・ワーカーなどで不登校を増やさないための協議を行っています。最近の特徴として、学年の特性もありますが、学校に来てしまえば問題ないのですが、家を出る段階で支援が必要なケースが増えているということです。家庭環境が左右する場合は、スクール・ソーシャ

ル・ワーカーなどが福祉的なサポートをする必要もあります。月3日以上の欠席調査を行い、毎月の経営者会議で報告し、傾向と対策について助言をしております。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 細かいところで、暴力のところが、前年度と比べて暴力行為は大磯町の部分が半減をしていますが、分校の在籍者数とか分校の人数は減っているのですか、22年度と23年度。あるいは、複数の子どもが複数回けんかをしているから多いのかなどわかりますか。

学校教育課副課長) 分校の部分につきましては、同じ子が起こしてしまうということもありますけれども、全般的には、やはり同じ子が起こしているという傾向はあります。ただ、取り組みとしましては、分校でもかなり、園のほうでの取り組みと、それから生沢分校での取り組みとを連携しながらやってもらっているので、寮に帰ってからのお話とか、そのあたりの連携と、それから授業については、必ず教員1人ではなくて複数で行うように、サポートを必ず入れているなど、そんな工夫をして授業に没頭できるような環境をつくるということを努力しているところでございます。

委員長) 不登校のところが、いわゆる出現率が大磯町は少しずつ増えているということで、県のほうは減っていますね。割合が、桁が違うというか、コンマ1違いますけれども、不登校は、今お話があったように、いろいろ個別によって事情が異なるので、一概にはなかなか言えないと思いますが、不登校にかかわってチームで対応しているという話があって、このチームというのは、例えば、いじめへもこのチームは対応しているのですか。

学校教育課副課長) 原因がいじめのような、あるいは嫌がらせのようなことでの不登校というものもありますし、そのケース、ケースによってなんですけれども、基本的には、教育相談コーディネーターと担任と児童生徒指導の担当者、それから養護教諭も入って、もちろん、管理職はそうですけれども、チームで情報交換を行いながら、担任としては何をするのか、それから養護教諭としてはどういうふうにサポートするのか、また、そのあたりを教育相談コーディネーターがコーディネートしながら、町の臨床心理士がいますので、スクールアドバイザーに専門的な助言を、最近かなりたくさん件数が来ているようですけれども、そこでの連携をいつもたくさんやっています。その中でどうしていくかということ、みんなで同じ方向を向いて、保護者にも伝え、流していく、そんな状況でございます。なかなか、すぐうまくいく場合とうまくいっていない状況もある中でございますけれども、長期にならないように、できるだけ今のお子さんの心の状態に添うような形にして、適応指導教室でも指導してございます。

委員長) いじめへの対応も文書を教育長名で、配布をしたり、いじめの指導のポイントといったところを学校のほうに指導したということで、対応しているのはわかりますが、いじめは、1件であっても、ものすごく深刻なものがあれば、生死にかかわる部分まで発展していってしまうわけですね。人数が少なければいいという問題ではないということで、引き続いてこれは指導していかなければいけないと思います。それから、最後のページの指導のポイントのところ(1)から(9)まで項目が挙がっていますが、子どもたちへ向けてというの

は、それは学校がやるべきことなのかなとこれを見て思いました。例えば、子どもたちの自治組織が、児童会とか生徒会とかがあるわけですが、子どもたちが自分の問題としていじめ等の問題を捉えていかなければならない。彼らに対して、例えば、標語、スローガンをつくってもらったり、つくらせたり、ふだん子どもたちの目にいつも触れるようなところに何かハッと気がつくようなことを掲示して日ごろから啓発活動をするとか、あるいは、これはやっていると思いますが、クラスで話し合いをしたり、例えば弁論会みたいな感じで、この問題にみんなが取り組まなきゃいけないという意識を持たせるという、そういう働きかけはやっぱり学校の問題なのですか。

学校教育課副課長) 一つ、学校の例で言いますと、大磯中学校は、生徒会本部で学校議会というものを開く中で、人間関係をよくする十カ条というのを設定しています。また、いじめや暴力行為をなくそうということでの運動は、形は少し違うのですが、各学校も、そういう子ども自身での取り組みということは欠かせませんので、そこはやっているということでございます。

例えば、この夏ですが、8月の末に、「児童生徒が語り合う集い」これは毎年行っているのですが、暴力行為やいじめをなくそうということで、明るく学校生活を送るためにはどうしたらいいか、子どもたちが話し合う場というものがありまして、これは中地区ですので、平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮、3市2町の子どもたちが集まって、保護者も集まって、その中で、みんなでテーマになる標語を考え、毎年そうなのですが高校生も入って、小中高が入っていますけれども、その子どもたちが集まって、一部ですけれども、児童会とか生徒会を中心にした子どもたちが集まって、そこで話し合いをしたりします。今回は、大磯小学校の取り組みの発表ということで、朝の挨拶なんかをやったりして、みんなで挨拶をしながら明るい学校生活を送ろうという、かぶりものなんかをつくって、それを実際に実演したりして、非常に好評だったということがありました。その中で、子どもたち自身が自分たちの問題として、いじめの問題を捉えていこうという動きというものは欠かせないものだと思っております。それを教員がサポートしたり、保護者の方に来て見ていただいて、励ましの意見を言っていたりしているということもございます。

青山委員) 暴力やいじめや不登校の問題は、早期発見、早期対応が一番大事じゃないかと思っています。早く発見するためには、先生方がいつも小さなサインを見逃さないようにしていただいています。家庭から、「うちの子の様子がおかしいな」とか、そういう情報をいただくことも重要だと思います。家庭はそれをどこに相談するかというと、担任の先生が最初の窓口になると思いますが、それが、何かおかしいのだけど先生には相談できないというようなことではなくて、担任の先生と保護者との信頼関係がうまくできるというか、確実に信頼関係が結べるように学校側が家庭に働きかけてほしいという気持ちがあります。最初に入式式のときに初めて担任の先生に会うわけなのですけれども、普通、その瞬間に信頼関係ができていくのですが、そのときにだめになっていくような場合もあるかもしれませんし、最初のポイントを先生方にしっかり押さえていただいて、その後続く家庭訪問とかそういうところでその関係をもっと深めていってもらって、子どもたちの学校生活を充実させるために、学校だけじゃなくて、家庭との信頼関係というものを心がけていただくように指導し

ていただきたいと思います。言えないために問題が大きくなっていってしまつて、例えばよくあるのは、教育委員会に直接相談に来たりすることもあると思いますが、そういうふうになる前に、学校側の努力というか、その辺をもう少し考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

学校教育課副課長) 今お話があったように、担任に言える子はもちろんいいと思うのです。あるいは保護者の方もいい。ただ、それだけの窓口ではなく、いろんな窓口をたくさんつくってあげるといえることはあると思いますので、大磯町で言えば、教育相談ということで直接臨床心理士がやっている教育研究所のほうに教育相談窓口があります。それからあとは、県とか国とか、そのレベルでもいろいろ相談の窓口があります。相談する窓口については、

小さいカードみたいなものがある、それを配ったりもしていますし、保護者にも広報等を通じて、教育相談についてはこういう窓口がありますよということは、お話をしております。直接、「今、こういうことで悩んでいるのだけれど」という、「まだ名前とかは伏せたいのだけれど、こんな状態なんですけど、どうしたらいいのですか」というような相談は現にあります。

青山委員) 増えている傾向ですか。

学校教育課副課長) 件数だけ見ると増えているわけではありません。また、ケース、ケースで信頼関係が一番キーワードになると思いますので、いかに担任がクラスの子どもの信頼関係を持てるかということが勝負になると思いますので、その中で、お子さんとの信頼関係をつくっていく上で、そこが保護者との信頼にもなっていく。保護者との関係をつくるためには子どもとの信頼関係がっちりつくることがまず基本で、例えば、お子さんがお家に帰って、「先生がこういうふうに言ってくれたよ」とか、「こんなふうに声をかけてくれてうれしかった」というようなことがあれば、そこでの保護者との信頼関係も生まれていくのではないかと思いますので、委員がおっしゃるとおりで、最初の段階をきちんとしたい。それは指導していきたいと思います。

曾根田委員) 暴力行為の発生件数は、基本的に、全国、神奈川県と同じような傾向線上にあります。いじめも同じように、国、神奈川県等、中学校での出現率が多いというような傾向を示しています。ただ、気になるのは、最近、暴力行為の中で、23年度、磯中と国府中が逆転しているということがあって、これは23年度なのでわからないのですけれども、磯中が気になっているところです。それから、いじめは、国府中に多いのですけれども、これは過去の話なんですけど、大津の事件以降、国経由県から、再徹底とか、この文章も資料4にあるように周知はしていますが、現時点まで、いじめの件数とか23年度の1年間に比べてどんな感じか、つかんでいますか。

学校教育課副課長) 今年はまだ直接ここにはないのですけれども、報告は全て今までの中では受けております。個々には対応しているということです。件数的には、すみません、手元には今年度のものはないです。

曾根田委員) 対前年度同じ時期で増えているのか、変わっていないのか減っているのか。年間を見通すと増えそうだななど傾向はありますか。

学校教育課副課長) 今、わかりません。

曾根田委員) わかりました。つかんでください。

それから、資料4で、いじめの対応はこういうことだと書いてあって、(1)

から（9）まで、もったもな話で、「学校にいじめはありますか」と聞いていると思いますが、いじめという全体の定義でくくっちゃったときに、「学校にいじめは発生していますか」といったときに、個々の主観的な判断で返してくると思います。では、「いじめって何ですか」というときに、僕が考えているのは、青山委員がおっしゃったように、まず担任、それから学年とか全学年の教職員、あと家庭も連携が必要ですけど、例えば、学校内で少なくとも担任なり他の先生が日々見ている、A君とB君が言い合っているな、例えば、次の日、同じ人がまた口論しているな、またその次の日も、例えば手を出したとか、個々具体的に日々数字的に誰と誰がこうだと捉えて、個々の事象で捉えていけば、おのずとそれが自然といじめが発生してくるような傾向が見えるのではないのでしょうか。ですから、全体的に「いじめはありますか」という質問をすると、なかなか捉え方は難しいと思いますが、日々見ている、この殴り合いはちょっと違った形で来ているなということが多分見えると思います。いじめとくくらないで、学校側に、日々けんかしているのも含めて、口論も含めて、カウントというか、書いておきなさいよと。それを月ごとなり定期的に事務局に上げさせていったらどうでしょうか。いじめと全体に言ってしまうと、「多分、これはいじめに入らないな」となってしまうと思います。それから、保健室の先生が、生徒が何気なく寄るということで、本当に胃が悪いとか頭が痛いとか言ってくるのでしょけれど、中には保健室の先生が発見することもあるらしいんですね。だから、保健の教諭の情報も大事にしてほしい。また、さっきおっしゃったように、家庭からの情報とかそういうものは、日々、その度合いが一線を越える形が見えてくるのではないかと思います。そんな取り組みをしてみたらどうかと思います。

学校教育課副課長） ありがとうございます。曾根田委員がおっしゃるとおりで、例えば、年度が1年過ぎてくると、やっぱりこれはいじめだったのだなということが最終的な結論として出る場合があります。個々のいさかいだったり、反目だったり、それから、小学校高学年から結構グループができてきますので、その中での動きみたいなことでの仲間外しみみたいな状況ですとか、それから、そこまで行かない部分というのは、曾根田委員が言うように、いじめというレベルまで行くまでの個々のいろんな積み重ねが大事だということは本当にそのとおりで思っています。特に教育相談コーディネーターにそういう情報が集まるようにしてありまして、それを統計的にどうするかということは、最後の例えばこういう調査の中で、これを全部ひっくるめると、これはいじめとしてなるなというようなことも後からわかってきたというようなこともありましたので、そこはおっしゃるとおりだと思っておりますので、個々についての、それを書いて出すかということについては、レベルの違いもありますが、そこはとにかくつかまなきゃいけないということは大事だと思います。それから、保健室の情報もそのとおりで、特に中学校の保健室は、本当にすごくたくさん、いろんな悩みというか、ポロッとやったことが、悩みと言わない、「先生、相談をかけるね」ということではない、ちょっとした、「ちょっと疲れちゃった」とか、そんなようなことをピッと捉えて、「どうしたの」ということで、かなりの件数、相談というより、体のことをきっかけにしているような悩みを聞くという場面がかなり多いと聞いています。保健の養護教諭自体が目いっぱいにな

らないように、例えばスクールカウンセラーの方とか、そういう方との連携をしながらやっていくということは、かなりそういう意味での存在は大きい状況です。

委員長) ほかにほ。

大橋委員) いじめ問題への指導ポイントがありますが、5番の「いじめは人間として絶対に許されない」というのは最初を書いて欲しかったです。事務局と学校の話も、僕から見るとまだ全然通っていないように見えます。また、いじめられている子と担任なり先生方の各自の思い過ごしというか、「それはいじめじゃないんじゃないの」みたいなこともありますし、本当に、どこからどこまでがいじめというのは難しいと思います。一番いじめられているほうが学校には来られない、外も歩けない。いじているほうは堂々としていますよ。そういうことをもうちょっと先生は細かくよく見て、徹底的に指導なり何なりということ、一分一秒でも早くその子どもにわかるようにしてほしい。始まる前にも僕言ったんですけど、細かい話でも、そこでとめないということを徹底してほしいですね。

委員長) 今、いろいろ意見が出たようですが、まだまだ時間があっても足りないぐらい非常に大事な問題なので、ぜひ意見を学校のほうにうまく伝えてもらって、それが実践のほうに生かされるようお願いをして、このところは終わりたいと思います。よろしくお願いします。

報告事項第4号 生涯学習推進計画の骨子について

生涯学習課副課長) 報告事項第4号 大磯町生涯学習推進計画の骨子について、ご説明をいたします。8月定例会におきまして、協議事項としました大磯町生涯学習推進計画骨子案につきまして、8月末日で確定をいたしましたので、ご報告します。資料の鑑を1枚おめくりください。1ページから4ページまでが、推進計画の骨子です。先の定例会で案としてお示ししたものとの変更点をご説明します。変更点の1点目として、これは大きな点ですが、施策体系以降の部分削除して、1. 計画の趣旨から8. 基本施策までを骨子としたことです。このことで、施策の方向性の練り直しについて余地を残すことができ、現在、既に素案の作成が終盤になってきていますが、更なる検討を加えることができいております。また、前回の定例会において、字句の変更等について、ご意見を頂きましたことによる変更がございます。委員の皆様から頂きましたご意見等は、計画策定検討会の委員長と検討し、8月末日に骨子として固めました。最終ページは、今後のスケジュールです。本日9月26日の本教育委員会定例会において、骨子について報告をさせていただきました。次回、10月17日の定例会におきましては、現在策定しています素案について、パブリックコメント実施前に、ご協議いただく予定です。担当からの報告は以上です。

(質疑応答)

委員長) 前回、骨子案を出していただいて、それを受けて、若干手直しをして、今日確定の骨子が出たということです。何かご質問等があれば。

曾根田委員) 素案は、今、大きく分けてどのような内容のものが出ていますか。

生涯学習課副課長) 素案につきましては、こちらに見本を持ってきました。この骨子を膨らませまして、こちらにつきましては、計画の基本的な考え方ですとか、背景とか、現況のほうを載せています。それを膨らませるとともに、基本構想と基本計画という形で、最後に計画の実現に向けての進行管理上の記載をしていく予定であります。

曾根田委員) 具体的な、こうやるよというのは入ってくるのですか。

生涯学習課副課長) 具体的な文言が入ってまいります。今回、施策の体系図を抜いた形で固めたわけですが、施策の体系のところには主な施策の展開というものがございました。こちらのほうが具体的な協議になりますので、膨らませて文章化したものを素案にするということになります。

曾根田委員) 多分ご存じだと思いますが、内閣府が9月1日に発表した調査結果は知っていますか。

生涯学習課副課長) はい。

曾根田委員) その中身で確認したかったのは、生涯学習は、この骨子にも入っていませんけど、イメージは、幼児期から高齢者まで、これも同じことを書いている。それは全然異論はないです。1年間の学習実施状況は、健康・スポーツがトップとして市民的なものはいろいろありますが、この辺も加味してつくられていますねということが一つ。それから、生涯学習の情報を得る手段というのが、新聞とか雑誌、紙になった情報からが一番多い。その次がインターネットですけど、大磯町で生涯学習をやるに当たって、その辺を活性化するために、アンケート結果なので一概には言えないですけども、そういった情報の手段をどううまく使うとか、その辺をもう少しブレストしてほしいということが一つ。それから、生涯学習を始めたきっかけというのは、学校を卒業して1年以内が最も多いとなっていて、その辺も今後加味してもらいたいのと、生涯学習を行う場所がどこかというのは、ご存じのように公共の施設です。公民館あるいは生涯学習センター、公の機関での講座教室が利用する場所として最も多いということなので、生涯学習の行為に当たっては、ここにも書いてありますけど、町の施設の充実とかその辺も含めて。ちょっとそれるかもしれませんが、ちょうど今回、時期的に吉田邸の再建が決まって県が行いますが、それとあわせて郷土資料館の位置づけとか、その利用方法とかを今検討されていると思うので、タイミングが非常にいいと思うのですが、城山公園の整備の状況とか吉田邸の再建をにらみながら、生涯学習をやる場所の充実というのか、その辺をうまく絡めて、そういった計画に呼び込んでほしいなというところがあります。それから、何が一番かというのは年代別で違いますが、50代以上になると、趣味的な、あるいは健康・スポーツというのが多いということで、あと、若い人は仕事に役立つというのもあります。ただ、若い人はなかなか時間がとれないということがあるので、その辺もうまく、曜日の設定を含めるとか、その辺は考えてもらいたい。それから、アンケート結果によると、修了証が欲しいとか結構あるのですが、その辺はどうするのかとか、その辺も町の機関として、教育委員会になるかわかりませんが、修了しましたよと。出しているとは思いますが、それも再検討してもらいたい。最後に、今後の生涯学習の関係で、ICTの利活用についてのお話も、結構、最近、ICTが多いのですが、どちらかというとならば全体的にはICTを使わないというのが半数以上になってい

てびっくりしたんですけれども、年代別になるので、そこは大磯町の生涯学習を受けている年代層を調べた上で、このジャンルにはこういったものを増やしていくとか、この年代層にはこういうふうにするというような、そういったものをいろいろ見直すなり、入っていると思いますけど、再度違った視点から見てもらいたいというのが希望です。

委員長) 意見、要望、それと質問と3つありました。簡潔にお願いしたいのですが。

生涯学習課副課長) この間、内閣府が出しました調査につきましては、担当で得ております。そちらに入っている図を活用して、今回、こちらの推進計画にも織り込んでいく予定であります。2点目のインターネットの活用につきましては、今回の素案にインターネットの活用についての記載をしております。3点目のきっかけづくりということにつきましては、生涯学習の意義というものをきちっと押さえるような形で推進計画を策定して、生涯学習の意義というものと生涯学習がかかわる皆さんへの動向について、記載を素案でしています。生涯学習の施設の充実につきましては、前回、骨子案のときにお示した充実というところにあります。今、生涯学習館が生涯学習のメインの施設になりますので、そちらの活用、それ以外に、図書館、郷土資料館の活用という形で記載をしているところです。1つ抜かしまして、目的はそれぞれ、年代、ライフステージによって違ってくるというところで、壮年期の方、仕事を持っている方への提供ということも、文章の記載に検討してまいります。次に、修了証の発行につきましては、現在、修了証を発行していないのですけれども、講座をした時に必ず皆さんにアンケートをしておりますので、そちらのアンケートを見直しまして、修了証の発行を検討してまいります。最後に、ICTの利活用ということですが、生涯学習課では、今、パソコン教室を毎年4回開催しております、4回コースです。受講される方は、高齢者の方たちでなかなか理解できないということで、初級的な講座に参加していただいておりますが、非常に好評で、毎回定員いっぱいになる状況です。ICTの活用は、ご指摘のとおり、アンケートの中でもまだまだというところがありますので、ITの活用について、インターネット等について、情報化に記載もしてまいります。

生涯学習課長) 2つほど補足をさせていただきます。場所の問題、それから、いかに情報を伝えていくかという話の中で、一つは、「民間との協働」という言葉を出しておりますので、場所の利活用についても、それから情報提供についても、民間の力というものを、あるいは場所というものを考えていく必要があるだろうということがまず一つです。それから、修了証の話が出ましたけれども、形として、あるいは学習に参加された方々は、目に見える形での希望といいますか、そういうものを求めている方もかなりいらっしゃいますので、これは具体的な事業の中で修了証の形も含めて考えていく内容かなと思っております。先ほどの吉田邸のお話も、先ほどの公共施設の利活用の充実を含めて、先ほどの民間の施設も含めて、大きな中で含めて考えて、中に盛り込んでいきたいと思っております。

委員長) ほかにありますか。よろしいですか。今の意見は、今後、素案等の作成にかかわる中で、ぜひ生かせる部分については参考にさせていただきたいと思っております。

報告事項第5号 第59回おおいそ文化祭の開催について

生涯学習課長) 報告事項第5号 第59回おおいそ文化祭の開催について、ご説明をいたします。資料の鑑を1枚おめくりください。本年、59回目を迎えます「おおいそ文化祭」は、10月20日(土)から12月9日(日)の期間内におきまして、町内各会場で開催をいたします。主催は第59回おおいそ文化祭運営委員会及び町と町教育委員会、共催は大磯町区長連絡協議会、さらに協力として、大磯町文化団体連盟となっています。10月20日の午前9時から、福祉センターさざれ石におきまして、オープニングセレモニーを開催します。続いて、同所では、20日、21日の2日間にわたって団体参加による発表部門の発表が行なわれます。生涯学習館と図書館では、20日と21日の2日間にわたって、団体参加による展示部門の展示を開催いたします。嶋立庵では、茶道協会によるお茶会が、21日に開催されます。郷土資料館では、20日と21日の2日間、団体に参加してない個人を対象とした「おおいそ美術展」を開催します。また、郷土資料館主催の企画展と講座を文化祭行事として位置づけて開催いたします。このため、資料館では12月9日(日)までが、文化祭の開催期間となります。また、地区の主催による文化祭が、10月20日(土)から11月4日(日)にかけて各地区会場にて行なわれます。なお、昨年と同様、団体展示会場の一角では、体験コーナーを設けるほか、多くの方々に、できるだけ会場を巡って参観していただきたくことを目的として、スタンプラリーの開催を予定しております。昨日、納品されましたプログラムを机上配布させていただきましたので、ご覧のうえ、ぜひご参加いただければと思います。報告は以上です。

報告事項第6号 夏季企画展「東海道大磯宿－小島本陣資料を読み解く－」の実施報告について

郷土資料館長) 報告事項第6号、平成24年度第2回企画展「東海道大磯宿－小島本陣資料を読み解く－」の実施報告についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。今回の展示は平成24年7月21日(土)から9月9日(日)まで42日間にわたって開催いたしました。展示内容は、江戸時代に東海道五十三次8番目の宿場であった大磯宿を題材とし、大磯宿に3箇所存在した本陣のうち、歴史資料が残存する小島本陣についての古文書等の資料を中心に展示を構成しました。町内外から企画展にご来場いただき、また遠方からのお問い合わせ等もいただきました。会期中の入館者数は2,916人で、1日平均69の方が来館されたこととなります。企画展に対する感想や意見についてのアンケートを実施しましたので、今後の企画や運営の参考にさせていただきます。また今回は、希望者に対し随時担当学芸員から展示解説を行なう方式とし、最終的に14回の展示解説を行ないました。

その他

教育部長) 大磯町議会の福祉文教常任委員会から24日付けで給食食材の放射線物質

測定機購入についての検討申し入れが提出されました。これについて、経過の概要について説明いたします。8月23日木曜日の福祉文教常任委員会協議会で7月の教育委員会定例会で協議し、決定した事項、進捗状況について報告しております。内容につきましては中学校給食の懇話会の設置、給食食材の放射線物質測定の方法、生涯学習推進計画についての3点について報告しております。そのうち今回、申し入れのありました給食食材の放射線物質測定方法等について、7月の教育委員会定例会において事務局から4つの検査方法案について説明し、最終的に教育委員会としては東海大学への検査依頼ということで報告しました。その中で議員から東海大学への検査で週1回で安全な食材を提供できるのか、子どもへ安心安全なもの提供するには使用する食材をその日に検査するために検査機材を購入した方がよいというような意見出されました。その後、この議題につきましては、この件を再度、聞きたいという申し出がございまして、9月3日付けで学童保育の件が予定されていまして、この件に併せて質疑応答がされました。実際の開催は9月5日ですので、再度、福祉文教常任委員会の中で議題となりました。事前に7月に開催されました教育委員会定例会の会議録は、議員へ配布されております。この中で審議された内容は、会議録の内容が適切でない。東海大への依頼ありきの協議進行である。精度の高い方法であるのはわかるが、子どもへ安心安全の食材を提供するためにその日の食材を計るのも精度高い方法ではないか。地産地消の問題等が出されました。23日と同様に真鶴町と同様に独自で検査機器を購入すべきではないか、教育委員会へ何か働き掛けをすべきではないかというようない意見が出ております。さらに教育委員会の決定であるため、この方法で行くのは理解できるが、再度、教育委員会へ議会の意見を戻し、話し合ってもらいたいという意見も出ております。話し合いについては、定例会での協議も含めて、再度、教育委員会と話し合っていくと回答しております。9月5日だけで80分くらいの議論がありました。26日開催の定例会議案資料調整後の9月24日決算特別委員会終了後に、今回の申し出が町長と教育長宛に出されました。今回の申し出が出たことにより、その他ではあります、報告させていただいたものでございます。

委員長) 今、教育部長から話がありましたが、今、この場結論が出せる問題ではないと思いますが、今後、慎重に協議を重ねて行きたいと思っております。

教育長) 部長の方から経過報告いたしました。24日、竹内議員と鈴木議員から代表として、測定機器の独自購入に係る申し入れを受けました。福祉文教常任委員会の話し合われた内容を伝えるのにこちらの言葉だけでは足りない部分がありますので、議事録をいただきまして、皆さんに議事録を読んでいただいて、その中で正確に捉えていただきたいという経過もあります。24日に来たものですから、この段階での精査は難しいと思っておりますので、10月の定例会や臨時会で協議していただきたいと思っております。

曾根田委員) 議事録を読ませていただいて、我々も誠意を持ってやっているのはわかってもらいたい。もう少し審議をして委員長の言うとおりの結論を出すべきだと思います。

委員長) 今後の方向としては次回協議をするということで進めたいと思っております。議事録を読ませていただいて、部長の方からも話がありましたが、さっとしか読んでいないので、正確に理解しているかは読み取りの部分ではありますが、結論あ

りきでことが進められたようなことが読み取れます。全体的に我々が十分協議をしないで東海大に決めたと取らえられている部分があった様ですが、断じてそんなことはないとはっきりと申し上げさせていただきます。そのように受け止められる会議の内容なら、進め方に問題があったかもしれませんが、意識の中では我々、5人が意見を出し合いながら最終的には決めたとということで、事務局からこっちにしてもらいたいというのは一切無かったとはっきりと申し上げさせていただきます。5人の協議の中で決まったということを改めて申し上げます。

教育部長) 次回の定例会は10月17日水曜日午前9時から役場4階第1会議室で行います。午後からは生沢分校への訪問がありますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 10 月 17 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____